



京都市指定給水装置工事事業者 変更の届出に必要な書類一覧



変更事項 必要書類	申請者の氏名又は名称		申請者の住所		代表取締役	役員	指定を受けている 事業所の名称		指定を受けている 事業所の所在地		支店長等 注1	代表者	事業所の電話番号 ・FAX番号	主任技術者の氏名 免状の交付番号	主任技術者選任／解任	事業の廃止・休止	事業の再開	備考
	法	個	法	個	法	法	法	個	法	個	法	個	法／個	法／個	法／個	法／個	法／個	
指定事項変更届出書 (様式第4) ☆	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	注2	○	○				注3
誓約書 (様式第2) ☆	○				○	○					○							
誓約書 (暴力団排除条例関係) ☆					○	○					○							
定款	○		○		○													注4
登記事項証明書	○		○		○	○												注5
住民票の写し		○		○														注6
銀行口座振替依頼書 ☆	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○							注7
京都市指定給水装置 工事事業者指定証					○		○	○			○					○		注8
主任技術者選任・解任届出書 (様式第8) ☆															○		注9	
免状又は技術者証														○	○			
廃止・休止・再開届出書 (様式第5) ☆																○	○	注10

※ ☆印の書類については、ホームページからダウンロードできます。

※ 上記変更申請に係る書類については、郵送でも受け付けます。ただし、郵便事故(不着等)についての責任は負いかねます。

※ 「個人⇒個人」「個人⇒法人」「法人⇒個人」「法人⇒法人(営業譲渡・合併による新会社の設立)」については、「廃止⇒新規」での手続き(郵送不可)となります。

注1	支店長等の変更については、当該給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称が支店名で登録されている場合のみ必要となります。	
注2	個人から個人（個人事業主の事業承継）、個人から法人に変更する場合には、廃止届を提出後、新たに新規で申請してください。	
注3	変更のあった日から30日以内に提出してください。なお、期限を過ぎた場合には、遅延理由書を提出してください。	
注4	原本証明の例 コピーを提出してください。 最終ページに原本証明が必要です。 会社・代表者名の記載及び押印が必要です。	本書は原本と相違ないことを証明いたします。 令和〇〇年〇〇月〇〇日 株式会社××水道 代表取締役 △△ 太郎 ㊟
注5	履歴事項全部証明書（原本）。 発行日から3か月以内のもの。	
注6	区役所等で発行されたものを提出してください（コピー不可）。本籍、続柄、マイナンバーの記載は不要です。 発行日から3か月以内のもの。	
注7	銀行口座について変更がある場合には提出してください。	
注8	当局発行のものを返却してください。変更した新しい指定証を発行します（休止については再開時に指定証を発行します）。 指定証を紛失された場合には、紛失届を提出してください。	
注9	変更のあった日から14日以内に提出してください。なお、期限を過ぎた場合には、遅延理由書を提出してください。 選任の場合には、免状（コピー）又は技術者証（コピー）を提出してください。	
注10	廃止・休止の場合には、廃止・休止の日から30日以内に提出してください。なお、期限を過ぎた場合には、遅延理由書を提出してください。 再開の場合には、事業再開の日から10日以内に提出してください。なお、期限を過ぎた場合には、遅延理由書を提出してください。 再開の際、主任技術者等の情報が休止時と異なる場合には、実情に応じて主任技術者選任・解任届出書等の必要書類を提出してください。	

※ 遅延理由書の様式は定めていません。